

令和3年度 各種助成事業に係る主な変更点

【各種助成事業 共通】

助成の対象外となる事業および対象者（団体）を明確にしています。

●次に掲げる事業は助成対象事業とならないのでご注意ください。

- ア 国または地方公共団体が、主催または共催で実施する事業
- イ アイヌ政策推進交付金などの公的資金を活用して行う事業
- ウ 事業の実施を他の団体や企業などに委託する事業
- エ 事業の実施により生じる利益を、事業の実施以外に充当しようとする事業
- オ 政治的な活動を目的とする事業
- カ 申請者が他の団体や企業などからの委託を受けて実施する事業

●次に掲げる者・団体は助成対象者とならないのでご注意ください。

- ア 国または地方公共団体（これらを含む実行委員会も同様）
 - イ 地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設などの公立施設の管理者
 - ウ 政治的な活動を目的とする団体
 - エ 営利を目的とする団体や企業、販売業者
- （出版のみ）オ 出版社からの出版実績および販売実績のある者または団体

【国内文化交流助成】

●事業内容を説明する項目を明記しています。

- （1）交流とは、主催団体の構成者、被招へい者、一般来場者が交流することをいう。
- （2）体験とは、アイヌの木彫・刺繍や古式舞踊、伝統音楽の演奏などを、参加者が直接的に体験することをいう。
- （3）鑑賞とは、古式舞踊、伝統音楽の演奏や口承文芸の語り披露などの実演を参加者が鑑賞することをいう。
- （4）講演会やパネルディスカッションのみを単独で行うものは交流にあたらないので、（1）～（3）のいずれかに該当する事業を含めて行うこと。
- （5）被招へい者の役割が、展示物や古式舞踊などの解説のみの場合は、講師には該当しないため注意すること。
- （6）被招へい者減員届出書の提出と不要としました。

●被招へい者の謝金単価の限度額が変わります。

- 祭司 20,000 円
- 副祭司 7,900 円（変更前 5,000 円）
- イヨマレクル 7,900 円（変更前 5,000 円）
- 演舞者・一般 6,200 円（変更前 4,200 円）
 - 小中学生 3,100 円（変更前 2,100 円）

【国際文化交流助成】

●助成申請者には、アイヌ文化に関連する事業の実績を要件とします。

【研究助成】【出版助成】

●これまで「研究・出版助成」としていた要綱や留意事項、別記様式を、「研究助成」「出版助成」のそれぞれに分けて作成しています。前年度までの様式は使わないでください。

【研究助成】

●助成対象となる事業の内容を明確にしています。

- (1)「総合的」とは、アイヌに関する資料やテーマを対象とし、歴史学、社会学、教育学など人文社会系分野または理工系分野など、さまざまな分野にわたってアイヌに関する学術的な調査を行うこと。
- (2)「実践的」とは、各地域に残るアイヌの言葉、音楽、舞踊、工芸など、アイヌ文化を対象とした、保護や継承に関する実践的な調査を行うこと。

●助成対象となる期間を明確にしています。

継続しての採択は、同じ個人や団体からの申請がいかなる研究内容であっても3年度を限度とし、以後の採択は行わない。

【出版助成】

●助成対象となる事業の内容を明確にしています。

- ① 助成対象となる事業は、歴史学、社会学、教育学など人文社会系分野または理工系分野など、さまざまな分野にわたるアイヌに関する学術的な内容、もしくは、各地域に残るアイヌの言葉、音楽、舞踊、工芸など、アイヌ文化を対象とした、保護や継承に関する実践をまとめた内容の出版物を作成することをいう。
- ② 著作権法で定められる著作権を有している者以外の第三者が、当該出版物の二次的著作物を作成する事業は、助成対象外とする。

●助成対象となる期間を明確にしています。

継続しての採択は、同じ個人や団体からの申請がいかなる出版内容であっても3年度を限度とし、以後の採択は行わない。

【国内文化交流助成、伝統工芸展示・公開助成、風俗慣習に関する伝承助成】

●新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に必要な経費（上限3,000円）を対象とし、これらは、消耗品費で計上することができます。

例：フェイスシールド、手指消毒液、ペーパータオルなど（マスクは対象外）